

公募型プロポーザル方式によるネーミングライツパートナー選定実施公告

公募型プロポーザル方式により皇子山総合運動公園野球場のネーミングライツパートナーの候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年10月23日

大津市長 佐藤 健司

1 募集概要

(1) 件名 皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナー募集

(2) 募集の目的

本募集は、皇子山総合運動公園野球場に「愛称」を付与することで、そこから得られる収益により当該施設の安定的な維持管理を図り、当該施設の魅力の向上に努めるとともに、企業等のPR活動や社会貢献活動に資することを目的とする。

(3) 募集対象施設の名称

皇子山総合運動公園野球場

(4) 契約期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

2 参加資格

前項の募集に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納していない者であること。

ア 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））

イ 消費税

ウ 地方消費税

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者

であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (i) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ii) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (iii) (7)から(ii)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 次に掲げる事業又は業種に該当する事業を営む者でないこと。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
 - ウ たばこに関する業種
 - エ ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
 - オ 投機の商品に関する業種
 - カ 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
 - キ 私的な秘密事項の調査に関する業種
 - ク 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 皇子山総合運動公園野球場の指定管理者の指定候補者であるおおつ協会都市公園グループの各構成団体（公益財団法人大津市公園緑地協会、西武造園株式会社、株式会社 COSPA ウェルネス及び株式会社サンアメニティ大阪）と事業目的が競合する者（おおつ協会都市公園グループの各構成団体を除く。）でないこと。

3 審査方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による申込書等の書面審査を実施し、その内容を大津市都市公園等ネーミングライツパートナー選定委員会において評価し、候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市都市計画部公園緑地課 （担当 千田、奥川）

電 話 077-528-2784

E-mail otsu1809@city.otsu.lg.jp

(2) 募集要項の交付

募集要項の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年10月23日（金）から同年11月27日（金）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

第1号に同じ（大津市ホームページでもダウンロード可）。

ウ 交付する書類

募集要項、施設概要

(3) 募集要項に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問票（様式は募集要項に添付）により電子メールで行うこと。（郵送、持参可）

メール件名に「質問：皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナー募集、送信年月日（西暦8桁）、会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

電子メールの場合は、提出後、必ず電話で電子メールを送信した旨を伝えること。

郵便の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

なお、電話又は口頭による質問は一切受け付けない。

イ 質問期限

令和8年11月9日（月）午後5時まで（必着）

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

大津市ホームページにおいて掲載する。

エ 回答予定日

令和8年11月16日（月）

(4) 申込書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、募集要項の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(7)に掲げる書類は、原本1部及び副本1部を提出すること。

(7) 皇子山総合運動公園野球場ネーミングライツパートナー申込書

(4) 委任状（代理人に権限を委任する場合に限る。）

(7) 誓約書

(5) 地域貢献や緑化推進、地域のにぎわい創出等に対する考え方、活動実績及び今後の計画に関する書類

(4) 法人等の概要

- (カ) 大津市競争入札参加資格名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類
 - a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）
 - b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び法人役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

イ 提出場所

第1号に同じ。

ウ 提出方法及び期限

- (ア) 持参による提出 令和8年11月27日（金）午後5時まで
- (イ) 郵送による提出 郵便書留とし、令和8年11月27日（金）までに必着のこと。

(5) 審査結果の通知

令和8年12月21日（月）の予定

(6) その他

ア 失格となる申込書等

申込書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (ア) 申込書等の作成等参加に係る全ての費用は、申込者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における申込書等の差替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 全ての申込書類は、返却しない。
- (エ) 提出された申込書等は、ネーミングライツパートナーの選定以外には申込者に無断で使用しないこととする。
- (オ) 提出された書類は、ネーミングライツパートナーの選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、募集要項による。